

## 委 託 契 約 書

- 1 業務の名称
- 2 履行期間 令和 年 月 日 から まで
- 3 業務委託料 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 4 契約保証金 免 除

頭書の業務の委託について、委託者大阪湾広域臨海環境整備センターを甲とし、受託者を乙として、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

- 第1条 乙は、この契約書及び別紙の「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料(以下「委託料」という。)をもって、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に、頭書の業務(以下「業務」という。)を完了しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定めるものとする。  
(権利義務の譲渡等)
- 第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。  
(再委任等の禁止)
- 第3条 乙は、業務の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。  
(業務の調査等)
- 第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し業務の履行状況について調査し、又は報告を求めることができる。  
(業務内容の変更等)
- 第5条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があると認められるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。  
(期間の延長)
- 第6条 乙は、その責に帰することができない理由その他の正当な理由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。  
(損害の負担)
- 第7条 業務の履行に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては甲がこれを負担するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。  
(検査及び引き渡し)
- 第8条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく、甲に対して成果品を添えて完了届を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の完了届を受領したときは、その日から起算して10日以内に成果品について検査を完了しその結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果品を甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を適用する。

(支払)

第9条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞)

第10条 乙の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、委託料につき、延長日数に応じ、年8.25パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき理由により、前条の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は甲に対して遅延利息の支払いを請求することができる。

4 前項の遅延利息の額は、委託料につき、遅延日数に応じ、年8.25パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

① その責に帰すべき理由により、履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

② 正当な理由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

③ 正当な理由がなく、この契約に違反したとき。

2 乙は、甲が正当な理由なくこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

(違約金等)

第12条 前条第1項の規定により契約を解除された場合においては、乙は、委託料の1/10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

2 前条第2項の規定により契約を解除された場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(権利の帰属等)

第13条 乙から引渡しを受けた成果品に対する一切の権利は甲に帰属するものとする。

2 甲は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(秘密の保持等)

第14条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、成果品(業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(補則)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲(住所) 大阪市北区中之島二丁目2番2号  
(氏名) 大阪湾広域臨海環境整備センター  
理事長

乙(住所)  
(氏名)

## 暴力団排除に関する特約

### (誓約書の提出)

第1条 乙（受注者をいう。以下同じ。）は、甲が暴力団を利することにならないよう講じる措置に協力するため、乙が暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと等を表明した誓約書を甲（大阪湾広域臨海環境整備センターをいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 乙は、本契約の履行に当たり、業務の一部を請け負わせ、又は資材若しくは原材料を調達する場合は、その下請負人又は資材等を調達する相手方（以下「下請負人等」という。）が暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと等を表明した誓約書（別記様式）をそれぞれから徴収し（甲が徴収の必要がないと認める場合を除く。）、その写しを甲に提出しなければならない。

### (役員等に関する情報提供)

第2条 甲は、乙及び下請負人等（前条第2項の規定により乙が誓約書を徴収した下請負人等に限る。以下同じ。）が暴力団等に該当しないことを確認するため、乙に対して、乙及び下請負人等の役員等（乙又は下請負人等（乙又は下請負人等が共同企業体であるときは、その構成員）が法人である場合において、その法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。））についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 甲は、乙から提供された前項の情報を乙及び下請負人等が暴力団等に該当しないことを確認するため、警察その他の関係機関に提供し情報を求めることができる。

### (契約の解除)

第3条 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他この契約の履行に伴い締結する契約の締結にあたり、その相手方が第1号から第4号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として請負代金額又は業務委託料等の契約金額（契約が単価契約である場合は、契約時における契約期間中の予定数量により見込んだ支払金額の総額とする。）の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、甲は、この契約の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

4 第1項の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害を請求することはできない。